各務原市立保育所における乳児等通園支援事業実施要綱

（令和８年３月３１日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、各務原市立保育所において実施する乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（実施施設及び利用定員）

第２条　市が事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）の名称、位置及び利用定員は、次のとおりとする。

名称	位置	利用定員
各務原市立那加中央保育所	各務原市那加東亜町１番地	６名
各務原市立鵜沼西保育所	各務原市鵜沼各務原町８丁目７番地５	４名

（対象児童）

第３条　事業の対象となる児童は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３０条の１５第２項の規定により、市長が認定した児童（以下「利用児童」という。）とする。

（事業区分）

第４条　実施施設において行う事業の区分は、各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第５８号）第２０条第２項に規定する一般型乳児等通園支援事業とする。

（実施日時）

第５条　実施施設における事業の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は、実施しない。

（１）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（２）年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

（３）その他市長が特に必要と認める日

２　実施施設における事業の実施時間は、午前９時から午後３時までとする。

（利用方式）

第６条　実施施設における事業の利用方式は、定期利用（利用する施設、曜日及び時間帯を固定して利用する方式をいう。）とする。

（利用可能時間）

第７条　実施施設における利用児童の１月当たりの利用可能時間の上限は１０時間とし、翌月以降に繰り越すことはできない。

（利用の申込み）

第８条　実施施設において事業の利用を希望する者は、別に定める方法により、市長に利用の申込みをしなければならない。

（利用の停止）

第９条　実施施設の長は、感染症にかかり、又はそのおそれのある利用児童については、利用を停止することができる。

（利用者負担額等の徴収）

第１０条　市長は、利用児童の保護者（以下「利用保護者」という。）から、次に掲げる費用を徴収するものとする。ただし、利用保護者がおやつの提供を希望しない場合は、第２号に掲げる費用は徴収しない。

（１）利用者負担額（各務原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第５９号。以下「確認基準条例」という。）第１２条第２項の規定により支払を受ける額をいう。以下同じ。）　利用児童１人につき、１時間当たり３００円

（２）おやつ代　利用児童１人につき、利用１回当たり５０円

２　市長は、前項に規定する費用のほか、確認基準条例第１２条第３項の規定により、同項各号に掲げる費用を利用保護者から徴収することができる。

３　前２項に規定する費用は、原則として、利用日に実施施設において徴収するものとする。

４　利用開始予定時間の前から利用する場合、利用開始予定時間より遅れて利用した場合、利用保護者の迎えが遅れたために利用終了予定時間を超えて利用した場合、利用予約の取消しを行った場合等の利用者負担額等の取扱いについては、別に定める。

（利用者負担額の減免等）

第１１条　市長は、利用保護者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、利用者負担額から当該各号に定める額を減免するものとする。

（１）利用保護者が、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者である場合　利用児童１人につき１時間当たり３００円

（２）利用保護者及び当該利用保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法（昭

和２０年法律第２２６号）第２９２条第１項第２号に規定する市町村民税の所得割の額を合算した額が７７，１０１円未満である場合（前号に掲げる場合を除く。）　利用児童１人につき１時間当たり２００円

（３）児童福祉法第２５条の２第１項に規定する要保護児童対策地域協議会に登録された同法第６条の３第５項に規定する要支援児童又は同条第８項に規定する要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、その児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると市長が認める場合（前２号に掲げる場合を除く。）　利用児童１人につき１時間当たり２００円

２　前項の規定により利用者負担額の減免を受けようとする利用保護者は、実施施設において、子ども・子育て支援法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援支給認定証（負担軽減加算の区分が記載されたものに限る。）を提示しなければならない。

３　市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、利用者負担額等の全部若しくは一部を免除し、又は納期限を延長することができる。この場合において、市長は、実施施設の長にその旨を通知するものとする。

（施設等の管理）

第１２条　実施施設の長は、事業に係る施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を統括する。

２　実施施設の職員は、実施施設の長の定めるところにより、事業に係る施設及び設備の管理を分担する。

（事故等の報告）

第１３条　実施施設の長は、利用児童に事故又は集団的疾病等が発生した場合は、速やかに応急措置を講ずるとともに、市長に速やかに報告しなければならない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。